

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月10日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例 70号

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部を改正する条例

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例（平成16年新潟市条例第72号）

の一部を次のように改正する。

第11条第1項本文を次のように改める。

ホール等の使用料にあつてはホール等の利用の開始前までに、市民農園等の使用料にあつては市長が利用を許可するときに徴収する。

別表花とみどり館の項、常設展示場の項及び総合交流拠点施設の項を次のように改める。

花とみどり館	多目的ホール	午前	1,300
		午後	1,950
		全日	3,250
常設展示場	屋内	1区画（3.33平方メートル）	6,500
	下屋	につき年額	4,550
	屋外	1区画（12.7平方メートル）	6,500
総合交流拠点 施設	農産物等加工室	午前	3,900
		午後	6,500

		全日	10,400
花き・花木展示 直売室		全面利用する場合	全日 39,000
		半面利用する場合	
研修室	午前		1,300
	午後		1,950
	全日		3,250
体験加工室	午前		2,600
	午後		3,900
	全日		6,500

別表備考4中「100円」を「10円」に、「50円」を「5円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条第1項本文の改正規定並びに次項及び第3項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

- 改正後の新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン（市民農園及び体験農園を除く。）の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。